

大阪府立八尾高等学校吹奏楽部 OBOG 会会則

第1条 <名称及び所在>

本会は大阪府立八尾高等学校吹奏楽部 OBOG 会と称し、本部並びに事務局を会長宅に置く。

第2条 <目的>

本会は会員相互の交流と親睦をはかり、母校の後援と発展に寄与することを目的とする。

第3条 <事業>

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会員名簿の管理
3. その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第4条 <会員>

本会は次の者を会員とする。

1. 大阪府立八尾高等学校吹奏楽部に在籍歴がある者
2. 同吹奏楽部の顧問等の任務にあった者
3. 同吹奏楽部のため特に顕著な貢献をし、本会の目的に賛同する者

第5条 <会員の権限>

会員は、以下の権限を有する。

1. 総会における議決権

第6条 <除名>

会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の趣旨・目的に反する行動をした場合は役員会における協議の上、役員の過半数の決議をもって、除名を総会の議題とすることができる。

第7条 <役員>

本会に次の役員を置く。以下の役員は必要に応じて役員会を開くことができる。

- | | | |
|---------|-----|----------------------|
| 1. 会長 | 1名 | 役員会が推挙し、総会で決議する。 |
| 2. 副会長 | 若干名 | 会員中より会長が推挙し、総会で決議する。 |
| 3. 事務局長 | 1名 | 会員中より会長が推挙し、総会で決議する。 |
| 4. 会計 | 1名 | 会員中より会長が推挙し、総会で決議する。 |
| 5. 会計監査 | 若干名 | 会員中より会長が推挙し、総会で決議する。 |
| 6. 相談役 | 若干名 | 役員会が推挙し、会長が委嘱する。 |

第8条 <役員の仕事>

役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会及び役員会を招集し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は会の運営に関する議事と事務を掌握する。
4. 会計は会費の出納を処理し、収支の決算をする。
5. 会計監査は会計を監査する。
6. 相談役は会長、副会長及び事務局長、会計の諮問に応じる。

第9条 <役員の仕事期間>

1. 役員の仕事期間は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠により就任した場合は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期後も新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第10条 <解任>

会員は、いつでも、総会の決議により役員を解任することができる。

第11条 <事務局員>

会の運営をスムーズに行うため、役員会は事務局員を置くことができる。

1. 会員中より役員会が推挙し、会長が任命する。
2. 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 事務局員はOBOG会の運営をサポートする。

第12条 <理事>

1. 役員会の決議により、連絡役として理事を置くことができる。
2. 理事は連絡調整にあたる。

第13条 <役員会>

1. 役員会は、すべての役員で組織する。
2. 役員会は、OBOG会における業務執行に関する決定を行うことができる。
3. 役員会は、会長が代表を務める。

第14条 <役員会における会長の権限>

1. 会長は役員会を設置することができる。
2. 役員会の決定は、多数決で行う。ただし、役員への委任または、決定が困難な時は、会長が決定する。

第15条 <会計監査及び相談役の制限>

会計監査及び相談役は、会員の除名以外においては、役員会に参加することができない。

第16条 <総会>

総会は会長の招集により2年に1回開催し、会の重要事項を審議すると同時に会員相互の交流と親睦をはかることを目的とする。また必要に応じて会長は臨時総会を招集することができる。

第17条 <総会の権限>

総会は、OBOG会の組織、運営、管理、会則の変更、その他OBOG会に関する一切の事項について決議をすることができる。ただし、役員への権限を妨げる事項はこの限りではない。

第18条 <総会の招集及び通知>

1. 総会は、会長が招集する。
2. 総会を招集するには、役員は、総会の日前の10日前までに、会員に対して通知をしなければならない。ただし、通知を不要とする会員にはこの限りでない。
3. 通知は、原則として書面で行う。ただし、電子による通知（メールやLINE）であっても、当該会員が同意する場合は、同条の通知とみなす。

第19条 <議決権の決議>

総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

第20条 <議長と書記>

1. 総会を開く際、議長と書記を置く必要がある。
2. 総会の議長、書記は、会長が指名する。
3. 総会の議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理し、当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

第21条 <年会費>

会員は原則として年会費を徴収しない。ただし、必要に応じて臨時会費及び寄付金を徴収することができる。

附記 本会則は令和6年（2024年）9月22日より施行する。